

近世一農書…徳山敬猛著『農業子孫養育草』の成立(二)

神 立 春 樹

- 一 本農書の内容
- 二 本農書成立の背景—地域の特質
- 三 本農書成立の背景—家と人
- 四 本農書の成立 ……以下、本号

三 本農書成立の背景—家と人

(一) 徳山家の概略

本書の著者徳山敬猛は、本書完成の翌年、一八二七(文政一〇)年に死没するが、「徳山敬猛君墓碑」(文政十二年巳丑秋九月 勝山伊東祐暢識・徳山家文書史料番号No.三二八八、以下同じ)なる「墓碑銘」は、この敬猛について、「君姓徳山氏諱敬猛俗称幸作初称周藏其先不明、所出世居美作大庭郡上徳山村、以徳山為氏郡之著姓也」と記した後、十八代前に遡ったその系譜をつぎのように記している。

十八世祖諱広照称徳山将監、其子広次称右馬之丞見藏、応永中其父所送手簡、拜父明中山根民部所送手簡、其子廣貞称周鏑、其子広郷称権之助、其子広綱称七郎左衛門、其子広安称与四郎見藏、天父中其父所送手簡、其子敬連称徳右衛門、其

子敬元称新四郎見藏、永禄中其堀江政次所送手簡、其子敬近称弥三郎、其子敬益称与三右衛門、其子敬隆称与三左衛門、其子敬国又称与三左衛門、其子敬久称平左衛門、即高祖父也、配伊井氏生 敬嗣称利兵衛、是為曾祖父、配本名氏生二男一女、長敬方称平右衛門嗣家、即大父也、次敬次称父六分産別居、女適本名清延、敬方配小椋氏、生男女各二人、長敬明早夭、次敬寛称利左衛門嗣家、是為考、二女適小椋徳山二氏、敬寛配伊井氏、無子養本名清延之孫為嗣実、以敬嗣外曾孫之故也、是為敬猛、：

この徳山家に伝来された文書類は、岡山大学が寄託を受け、岡山大学附属図書館に所蔵されている。「徳山家文書」として整理されたものの目録によると、最も早い時代のものは一七〇二（元禄一五）年の「質入田地証文之事」（No.一八四七）で、それにつぐのは一七〇七（宝永四）年の「在中御仕置条々」（No.一四八九）、一七〇八（宝永五）年の「大庭郡上徳山村子歳免定之事」（No.二七五八）、翌年の同上免定である。各種の文書がみられるのは享保期（一七一六〜三五年）になってからである。したがって「墓碑銘」に記されているところの応永年間（一三九四〜四二七年）に遡及したことがらを裏付けるものは、岡山大学所蔵の徳山家文書には見ることができない。しかし徳山家には岡山大学寄託分以外のものがあり、そこには、一三九五（応永二）年の「しゅうけん」から右馬之丞にあてた田地讓狀一通があるほか、文明年間（一四六九〜八七年）、一五五二（天文二）年、一五六五（永禄八）年の田地讓狀、一五九〇（天正一八）年、一六〇三（慶長八）年、一六一五（元和元）年、一六二二（元和八）年、一六二七（寛永四）年「三通」、一六二九（寛永六）年、一七〇一（元禄一四）年の田地売券などが伝えられており、<sup>9)</sup> 応永年間というはるか中世期に遡る十八世祖とされている将監、その嫡男右馬之丞なる人物の存在を示す文書があるのである。

宗森英之氏によれば、この徳山家の祖とされている将監は、嫡男右馬之丞とともに美作守護職赤松氏麾下の

岩倉城主岩倉権守春時の家老職であり、徳山家は一時は地頭職をも保持したともいわれる中世土豪であったが、太閤検地を画期とする幕藩領主制の成立の過程で、この徳山家は「上昇転化」を遂げずに初期本百姓として上徳山村に居を構えた。土豪地主的土地所有の解体にともない、既得の支配的地位は崩壊しつつも、慶長く元禄を通じて、微々ながら土地集積を勧めたが、元禄期の美作北部地方に広汎に存在した名子層の享保期までの解放にともない、土豪地主的土地所有形態も急速に解体され、一七二五（享保一〇）年には、この徳山家は持高八石五斗余となるのである。<sup>10)</sup>

さて、この一七二五（享保一〇）年から後は少くない年度について徳山家の石高・土地状況が判明する。第一は『上徳山村田畑名寄帳』における徳山家の石高・土地面積で、第三表はそれを整理したものである。第二は『抱田畑名寄帳』による徳山家の石高で、それは第四表のようになる。第三は『宗門改帳』における石高記載で、第五表のようになる。

第三表によれば、一七二五（享保一〇）年は石高八石五斗六升九合、七反一五步であったが、それは、一七八一（天明元）年には一五石五斗六升六合、一町二反七畝二五步となり、この五十余年間に大きく増大しているが、以後も増加して一七八六（天明六）年には一七石七斗九升一合・一町五反六合となる。以後、一二石、一町く一町一反台に減少するが、一七九五（寛政七）年には再び一七石、一町五反台になり、それ以後は増加を続け、一八〇六（文化三）年には二六石余、二町三反余、一八〇九（文化六）年には三九石余・四町二反余となる。それ以後は四〇石・三町台が続き、一八三八（天保九）年には五九石余、四町五反余となる。

第四表によると、徳山家は自村以外にも土地を所持している。一八〇六年には下徳山村に六石六斗余、別所に二石九斗余を有するが、以後は下徳山村における石高が増加し、また上福田村においてもそれと同じ程であり、湯船等にも石高を所持し、さらに一八二四（文政七）年には隣国伯州にも及んでいる。

第3表 徳山家土地所有の推移(1)

年 代	石					高					面					積				
	田		畑		新畑地	新開		合 計		田	畑		新田畑	新開		合 計				
1725 (享保10)	石斗升合	石斗升合	石斗升合	斗升合	石斗升合	町反畝歩合	反畝歩合	反畝歩合	畝歩	町反畝歩合	6.7.0.8	1.0.0.9	7.3.2	1.2.0	8.5.6.9	5.0.29	1.0.6	8.10.5	1.0	7.0.15.5
1781 (天明元)	12.2.2.0	1.8.1.4	9.5.2	4.8.0	15.5.8.6	9.7.24	1.3.25	1.2.26.5	4.0	1.2.7.25.5										
1782 (天明2)	12.2.5.6	1.9.6.9	1.3.3.6	4.8.0	15.7.0.7	1.0.1.28	2.0.22	1.0.7	4.0	1.3.6.27										
1784 (天明4)	13.9.3.6	1.9.1.5	1.0.5.2	7.5.2	17.4.5.5	1.0.8.25	2.0.5	1.2.17	6.12	1.4.7.29										
1786 (天明6)	16.9.3.6	2.0.5.1	1.0.5.2	7.5.2	17.7.9.1	1.0.9.28	2.1.26	1.2.0	6.12	1.5.0.6										
1787 (天明7)	9.5.5.7	1.6.3.5	5.9.2	6.3.2	12.4.6.6	7.5.27	1.5.10	7.7	5.12	1.0.3.26										
1789 (寛政元)	9.5.5.7	1.7.8.9	5.7.2	6.3.2	12.4.2.8	7.6.1	2.0.7	7.7	5.12	1.0.8.27										
1791 (寛政3)	9.5.5.7	1.7.8.9	5.9.2	6.3.2	12.5.7.0	7.5.27	2.0.7	7.17	6.12	1.1.0.3										
1793 (寛政5)	7.6.8.7	3.2.1.5	6.2.3	6.3.2	12.1.5.7	6.2.22	2.9.29.5	8.12	5.12	1.0.6.15.5										
1794 (寛政6)	7.6.8.7	3.3.0.5	6.2.3	6.3.2	12.4.4.7	6.2.22	3.5.14.5	8.20	5.12	1.1.2.8.5										
1795 (寛政7)	12.8.2.5	3.3.6.7	6.2.3	6.3.2	17.4.4.7	1.0.0.27	3.6.13.5	8.18	5.12	1.5.1.10.5										
1797 (寛政9)	12.8.2.7	3.5.0.4	6.2.3	6.3.2	17.5.8.6	1.0.1.27	3.7.11.5	8.18	5.12	1.5.3.8.5										
1803 (享和3)	15.2.8.7	4.3.5.6	8.6.7	6.3.2	21.1.4.4	1.1.6.17	4.6.27.5	1.0.24	5.12	1.7.9.20.5										
1804 (文化元)	13.1.6.7	4.3.9.4	8.9.1	6.3.2	19.0.8.4	1.0.2.22	4.7.22.5	1.1.3	5.12	1.6.6.29.5										
1806 (文化3)	19.4.4.9	4.7.4.7	1.5.6.8	6.3.2	26.3.9.7	1.5.6.22.5	5.0.10.5	1.8.17	5.12	2.3.1.2										
1807 (文化4)	19.4.6.3	4.4.4.7	1.9.0.8	6.3.2	26.7.5.0	1.5.7.2	5.1.10.5	2.0.27	5.12	2.3.4.21.5										
1809 (文化6)	28.3.5.6	4.6.9.3	5.3.3.6	6.3.2	39.0.1.7	3.1.5.4	5.2.22.5	5.0.2	5.12	4.2.3.10.5										
1810 (文化7)	34.0.9.2	4.6.9.3	5.2.2.8	6.3.2	44.6.4.5	2.4.7.8	4.7.19	4.7.0	5.12	3.4.7.9										
1811 (文化8)	33.8.6.0	4.6.9.9	5.2.2.8	6.3.2	44.4.1.9	2.4.8.27.5	5.2.2.5	4.7.0	5.12	3.5.3.12										
1812 (文化9)	31.4.0.7	4.3.5.6	5.8.2.0	6.3.2	42.2.1.5	2.2.8.5	4.8.3.5	4.7.24	5.12	3.2.8.14.5										
1838 (天保9)	49.1.7.1	110.0.1.4			59.1.8.5	3.5.9.28	9.6.24.5			4.5.6.22.5										
1848 (嘉永元)	35.1.6.2	7.9.8.8			43.1.5.0	2.1.9.29	8.6.2			3.0.6.1										

註1) 各年度の「上徳山村田畑名寄帳」より作成。

第4表 徳山家土地所有の推移(2)

(原表 宗森英之氏作成)

年代	上徳山	下徳山	上福田	西茅部	別所分	湯船, 中 船田, 種	東伯州 大鳥居	合計
1806 (文化3)	石斗升合 21.2.9.1	石斗升合 6.6.2.3	石斗升合	石斗升合	石斗升合 2.9.1.2	石斗升合	石斗升合	石斗升合 30.8.2.6
1816 (文化13)			3.9.5.3					
1818 (文政元)				0.3.8.8	3.1.7.6			
1819 (文政2)	56.4.4.1	15.3.9.3	14.6.0.1	0.4.6.4	3.3.2.6			
1820 (文政3)	53.4.4.9	13.8.5.3	13.0.0.9	0.3.9.6	3.4.7.8	5.0.2.3		89.2.0.8
1821 (文政4)	54.8.9.7	14.0.7.4	14.5.5.1	0.3.9.6	3.4.7.8	5.0.2.3		92.4.1.9
1822 (文政5)	59.8.2.1	15.6.9.6	14.2.3.0	0.3.9.6	3.4.7.8	8.3.2.5		101.9.4.6
1823 (文政6)	62.8.1.8							
1824 (文政7)							13.6.1.7	
1825 (文政8)							18.4.8.2	
1826 (文政9)							17.5.8.5	
1827 (文政10)			19.8.1.8					
1829 (文政12)							16.9.1.9	
1844 (弘化元)								(生産石お) よそ170石)
1849 (嘉永2)	43.5.8.4							
1850 (嘉永3)						(湯船のみ) 4.6.1.2		
1859 (安政6)	47.4.8.6							

註1) 宗森英之「村地主制と鉄山経営—美作国大庭郡徳山家の場合—」『岡山史学』6・7号, 1960年, 92~93ページ。(原史料は各年度「抱田畑名寄帳」).

第5表 徳山家土地所有の推移(3)

年 代	石 高
1818 (文化15)	石斗升合 30.2.3.2
1841 (天保12)	42.1.1.0
1845 (弘化2)	42.1.1.0
1848 (嘉永元)	54.5.2.2.6
1854 (安政元)	54.5.2.2.6
1864 (元治元)	54.5.2.2
1869 (明治2)	54.5.2.2

註1) 各年度「宗門改帳」(No.1, No.6, No.10, No.14, No.19, No.28, No.33)より作成。

第五表の『宗門改帳』の石高によれば、一八一八(文化一五)年は三〇石二斗余、一八四一(天保一)・一八四五(弘化二)年は四二石一斗余、一八四八(嘉永元)年〜一八六九(明治二)年は五四石五斗余となっていて、明治に至るまで所持石高は減少して  
いない。

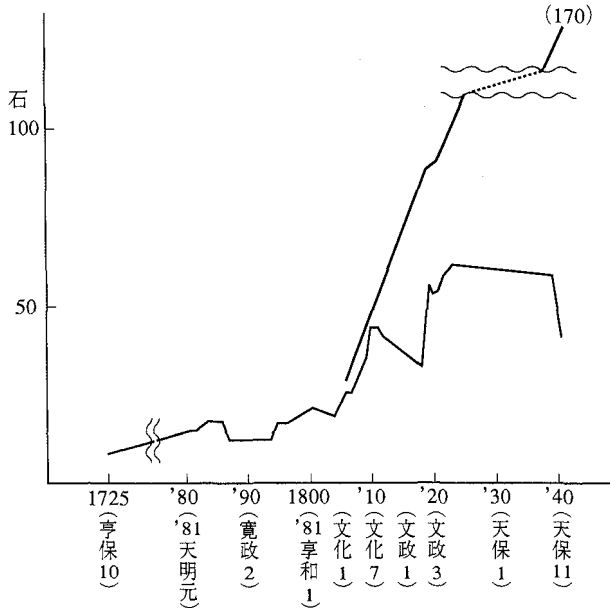
第一図は、異なる史料による以上の諸表をもとに、文政期を中心とする時期について連続させて作成したものである。文化期に石高の増加は大きくなるが、文政期もそれは引きつづき著しい。徳山敬猛が『農業子孫養育草』を書いた一八二六(文政九)年、あるいはその二年前の『農業子孫養育草控』という時期は、徳山家における土地所有の急速な拡大の時期なのである。

このような土地集積を行ない、おそくとも一七八六(天明六)年にはこの上徳山村での最上位を占めるに至ったが、この過程で徳山家は庄屋役となり、農民支配機構の末端に組み込まれていく。それは敬猛の曾祖父利兵衛の代からであるが、さらに一八一八(文政元)年には周蔵(敬猛)は中庄屋に任命されているのである。<sup>(11)</sup>

なお、徳山家は一八二〇(文政三)年に米穀仲買営業、たばこ仲買営業を開始するが、<sup>(12)</sup>そのみではなくすでに一八一四(文化一一)年には鉄山経営を始めているのである。<sup>(13)</sup>

このように、文化・文政期は、土地集積を急テンポで行なうとともに、米穀仲買、たばこ仲買、鉄山経営という多様な営業を行ない、また村役人としての地位を高めるといように、徳山家における隆盛の時代であつ

第1図 徳山家土地所有の推移



註1) 第3表, 第4表, 第5表より作成.

2) 一は上徳山村 一は他村分も含む.

たのである。

このような文化・文政期を中心とする時期における経済的發展、社会的地位の向上に対応するかのうちに、この頃、徳山家においては家屋敷の造作がつつぎに行われている。一七八二(天明二)年の『蔵普請覚帳』(No.八六七)、一七八四(天明四)年の『新宅普請入用覚帳』(No.一二六七)をはじめとして、一七九六(寛政八)年の『土蔵屋根替諸入用覚帳』(No.一二七〇)、一八〇二(享和二)年の『土蔵棟上所々祝儀覚帳』(No.八六二)、一八〇三(享和三)年の『蔵隠居普請入用覚帳』(No.一二六八)、一八一三(文化一〇)年の『味噌蔵造立諸用帳』(No.一二六九)、一八一七(文化一四)年の『蔵普請諸用覚帳』(No.一二六六)などの帳簿類がそれぞれあり、それぞれの年にそのような造作が行なわれたのである。また、文化・文

政期には、源蔵、お友、おまつ、常蔵の出生祝、おまつ、おちよう、おあさの誕生祝、政蔵、お友の婚礼祝、源蔵引越祝、敬猛見舞などに関する帳簿が残されており、この文化・文政期には家内のさまざまな祝ごとなどが盛大に行われるようになったかのごとくである。さらに、一八一〇（文化七）年の「家内制詞条々」（No. 三三三）、一八二七（文政一〇）年頃の「家法略遺記」（No. 六〇五）が残されているが、家法・家訓の制定が試みられているのである。これらはいずれも敬猛の時代のことである。

## (二) 徳山家の経営状況

徳山家は周蔵の祖父利兵衛の時代から土地拡大に向かっていくが、それは父利左衛門の代に入って急テンポとなり、文化・文政期での集積は著しい。このように集積した土地の経営状況を検討しよう。

第六表はこの上徳山村の所持右高の階層構成の推移を示すものである。宗森英之氏の原表ではⅡはⅠの中に合一されているが、依拠史料が異なるので、ここではⅠ、Ⅱに分けた。まず、いえることは、一七二五（享保一〇）年を始点としたこの階層構成表において、五く一〇石という階層の分解がみられたということである。一七二五（享保一〇）年から一七八一（天明元）年にかけては、この五く一〇石の減少とともに二〇石以上（七二石四斗三升四合余市右衛門）が消滅し、他方では多数の一石以下、あるいは一く五石という零細所有者層を多数簇生させつつ、あわせて一〇石、あるいは一五石以上層が増加している。以後は、一方に零細所有者を増大せしめつつ、他方では上層もその規模を拡大しているが、一八一〇（文化七）年以後は異なる様相を呈してくる。それはこの年から一八三八（天保九）年にかけては五く一〇石層の著しい減少とともに、零細所有者も減少しているのであり、総戸数の減少がみられることである。Ⅱにおいても一八一八（文政元）年から一八四一（天保一二）年にかけて五く一〇石層が分解して無高層が増加しているが、総戸数が九戸減少して、離



第6表 上徳山村土地所有階層別構成の推移

(原表 宗森英之氏作成)

年代 区分	Ⅰ 「名寄帳」によるもの							Ⅱ 「宗門帳」 によるもの	
	1725 (享保10)	1781 (天明元)	1786 (天明6)	1797 (寛政9)	1810 (文化7)	1838 (天保9)	1849 (嘉永2)	1818 (文政元)	1841 (天保12)
無 高	—	—	—	—	—	—	—	8	17
1石以下	28(2)	44(10)	37(2)	44(2)	50(2)	40(2)	31(8)	31	25
1～5	41	55(3)	56(2)	44(1)	39(5)	30	40(4)	34	30
5～10	23	16	19	24	21	10(1)	10	20	12
10～15	4	6	6	5	6	8	8	8	5
15～20	1	3	2	1	1(1)	2	4	0	2
20石以上	1	0	0	1(1)	1	1	1	1	1
合 計	98(2)	124(13)	120(4)	119(4)	118(18)	97(3)	94(12)	103	94

註1) 第4表と同一宗森論文90ページの第1表, 原史料は(Ⅰ)は各年度の「田畑名寄帳」, (Ⅱ)は各年度の「宗門改帳」.

2) ( ) 内は入作者数で, 内数である.

脱していることが示されているのである。  
津山藩から編入されて幕府領となっていたこの川上村域の幕府領は、一八一八(文政元)年再び津山藩領となるが、これを機に年貢米は一挙に四%引き上げられている。そしてこの文政期のはじめは数年間不作年が続ぎ、ことに一八二五(文政八)年は、稲の植付時分には天候もよく、よい作柄が見込まれていたが、夏になって冷風が吹き、また実入り最中に水損となって、米穀の出来は予想外の不熟となった。農民は自分たちの食糧にもこと欠き、催夫食によってようやくその日を凌ぐという状況に落ちいった。そのような状況にもかかわらず、引き上げられた年貢上納の催促は例年どおりのきびしさで、ついには家財を売り払ってしまわなければならない困窮者が続出した。その結果、農民たちは強訴に立ち上がっているのである。<sup>6)</sup> 第六表における一

八一〇（文化七）年から一八三八（天保九）の間、あるいは一八一八（文政元）年から一八四一（天保一二）年の間にみられる階層構成にみられる推移は、このようなはげしい農民分解を反映しているものといえよう。このような時期に徳山家はさきほど似たような急テンポの土地集積を行なっているのである。

このような急速な土地集積を行なった徳山家の土地の経営的使用状況を検討しよう。

先にそれによって徳山家の土地所有の推移をみた一八一（文化八）年に至る上徳山村の「田畑名寄帳」の徳山家分には、「内武兵衛下作請高」「内磯右衛門高受」「内伊兵衛請」などの記載がある。一七九五（寛政七）年が初出で、「三石三斗三升六合武兵衛下作請高」がそれであるが、それは徳山家所有高の一九・三％にあたっている。それ以後の所有高の増大のなかでもこの下作請高は必ずしも増大せず、一八一（文化八）年は伊兵衛他三人で二石八斗八升八合で、全体の六・七％、翌一二（文化九）年も同じで七・三％にとどまっている。

一八二〇（文政三）年の徳山家所有土地の経営状況を示す第七表によれば、徳山家所有田畑の上徳山村分の内の高請下作高は七石五斗六升一合、下作人数七人で、その石高は全体の一四・一％に達し、一八一二（文化九）年からの間に著しく増大している。しかし、同時に自分請が四五石八斗八升八合であって、五町歩を越える自作部分があることになる。なお、上徳山村以外の内の高請小作高は一七石一斗三升四合、下作人一五人で、村外の所有高の四八・一％にあたる。この年の全所有高中の高請小作高の合計は二四石六斗九升五合、下作人二人であって、かなりの小作地もっていたことになる。しかしそれでも全体の二七・七％にとどまり、他方、自分請||自作は八二・三％、六四石三斗六升一合で、七町歩を越える手作地があったといえる。しかしこの帳面には、「右之外此方名寄座ニ出シ不申田畑高請小作数々有之、此分者年賦帳、質帳、本物町ヲ見テ可知之、且又高入の節名寄帳に可出ス」とあって、この高請小作以外の小作のあることが示唆されている。そ

第7表 徳山家所有地経営状況

1820 (文政3)

	合 計			同 比 率		小作人数
	自分請	小作寄	合 計	自分請	小作寄	
上徳山村	石斗升合 45.8.8.8	石斗升合 7.5.6.1	石斗升合 53.4.4.9	% 85.9	% 14.1	人 6
他 村	18.4.7.3	17.1.3.4	35.6.0.7	51.9	48.1	15
合 計	64.3.6.1	24.6.9.5	89.0.5.6	72.3	27.7	21

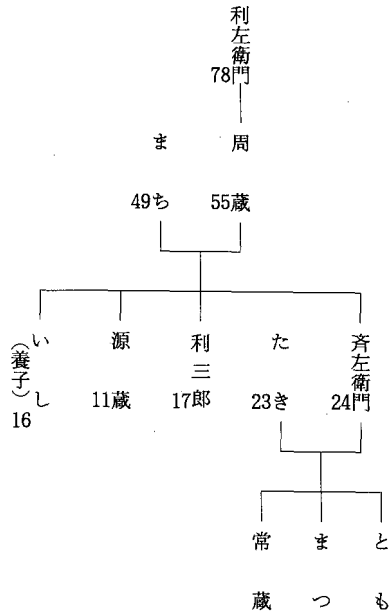
註1) 1820 (文政3) 『大庭郡真島郡村々持分田畑山林山辻寄帳』(No.51) より作成。

の前年一八一九(文政二)年の『上徳山村持分本物質入田畑ヶ所改帳』(No.四七)は、その高請小作以外の小作をも含むものとみなし得る。

宗森英之氏は、この一八一九(文政二)年の徳山家の所有耕地の自作<sup>11)</sup>手作りと小作の状況をつぎのように整理している。同年の上徳山村内持分五六石の内小作高は三六石で、小作人は四五〜四七人である。同年の全持高九〇石の中の上徳山村以外の三四石がすべて小作地であるとすると、手作高二〇石、小作高七〇石となり、地主手作地二二%、小作地七八%となる。一八二〇(文政三)年は永小作についてのみであるのに対して、この年はそれ以外の小作をも含むものとされている。

このように所有地の小作地化は大きく進展しているが、この小作地を差し引いてもなお二〇石の自分請、すなわち少なくとも二町数段歩の自作地があることになる。この自作地の経営状況について検討しよう。この年に近い一八一八(文化一五)年の『寅年宗門改帳』(No.一)によると、この徳山家の家族構成は第二図のようになる。一八二〇(文政三)年も同様とすると、労働力人口は、男三人、女三人となる。このすべてが農業労働に従事するとするならば、あるいは二町数反歩の耕作も可能であろうが、すでにみたように、この徳山家は曾祖父の代からの庄屋で、一八一八(文政元)からはさらに中庄屋となり、また、米穀仲買、煙草仲買、鉄山経営を営むというように、村役人であるとともに多様な営業を行なっていて、自

第2図 徳山敬猛家家族構成 1818 (文化15)



註1) 1818 (文化15)『寅年宗門御改帳』  
(No.1) より作成。

家労働力の農業労働への投下はむしろ小さかったであろう。一八一九(文政二)年の上徳山村の「召仕下男下女相改書上帳」(No.六八〇)なる「奉公人書上帳」によると、上徳山村には下男一人、下女三人であるが、時代はやや下がるが一八四六(弘化三)年の『年中行事帳』(No.二四八)にもとづいて、宗森英之氏は、徳山家の手作経営における基本的な労働力は雇用労働力であり、それは年季奉公人とともに日雇であるとしている。<sup>(17)</sup>

ところで、この徳山家は先ほどもみたこの時期のはげしい農民分解の進行を背景に土地集積を行ない、所有土地の小作地化による寄生地主化を急速に進めるのであるが、しかし、一八四五(弘化二)年の小作米未納率が四九・九%、翌一八四六(弘化三)年のそれが四九・五%ということに示されるように、<sup>(18)</sup>小作地経営はきわめて不安定なのである。貢租の重いことが高率小作料を余儀なくするのであるが、生産力の低いことと不安定

なことが小作米の完全な取得とはほど遠く、多くの小作米未納をもたらすのであろう。他方、地主手作地があるが、この手作経営も奉公人賃金の高騰に左右される不安定なものであったものと思われる<sup>19)</sup>。このように徳山家の土地経営・農業経営は不安定な状況にあったと推測し得るのである。

### (三) 徳山敬猛の人と業

著者徳山敬猛は、本書完成時の一八二六（文政九）年に六十五歳であるので、一七六二（宝暦一二）年生まれということになる。先にあげた「墓碑銘」では、敬猛は諱で、初称周蔵、俗称幸作とあったが、この徳山家文書では、「宗門帳」、「土地名寄帳」をはじめとする諸文書中には多く周蔵名で記載されている。先にあげた「墓碑銘」には、「敬寛配伊井氏、無子養本名清延之孫、為嗣実、以敬嗣外曾孫之故也、是為敬猛」とあったように、利左衛門の後を嗣いだ敬寛には子がなく、縁続きの本名清延の孫で、敬忠の養子となったのが敬猛である。

この敬猛が徳山家の養子となる過程はやや複雑であるが、それを記そう。

敬猛は一八〇七（文化四）年に「家内善悪浮証記」（No.六一二）という一文書を記しているが、その冒頭の箇所でつぎのように記している。

利左衛門兄幸助子なきによつて、私ハ母の甥たるに付被賞、于時明和三戌正月廿八日五歳ニして当家へ参候処、同年十月八日養父幸助死去いたし、母私共ニ離別ニ相成可申処、祖父平右衛門夫婦思不□、私母子留置相続為致度存□にて、本名祖父七左衛門ヲ以利左衛門へ其段被申聞候処、早速得心いたし、其時利左衛門廿三歳、平素我儘成ものにして異方の縁を好実子相続を願可申候へとも、父命を重んし一心を極其後家業を大切ニ勤日夜無怠□□□分家ホ迄調只今両家共相続

成、

これによると、平右衛門（敬方）の嫡男幸助（敬明）は妻を迎えていたが子がなく、妻の甥である敬猛を養子としたが、この年の十月にこの幸助が死去した。幸助の妻とその養子の敬猛の身の振り方が問題となったが、幸助の妻はその弟の利左衛門の妻となり、敬猛も利左衛門の養子となったのである。祖父平右衛門夫婦が「母私共に離別に相成可申処」を不憫に思つてのことであつた。

ここで注目すべきことは、亡き兄の妻を妻とし、その子（養子）を子とするということをお父の平右衛門が利左衛門に直接に言はずに、敬猛の祖父で幸助の妻のお父である本名七左衛門が言つてゐることである。この七左衛門の言に対して利左衛門は「早速得心いたし」としてゐるが、しかしその実は大きな躊躇があつたようである。すなわち、この利左衛門は「平素我儘成ものにして異方の縁を好、実子相続を願可申」たかつたのである。そのように思つたものの「父命を重んじ一心を極」めたのである。ここには利左衛門の内なる葛藤が窺えるようである。このとき敬猛は五歳、利左衛門は二十三歳であり、十八歳違いという年齢差の小さい父子となつたのである。そのこともあつて両者の間にはかなりの確執があつたのであろうか、父を「平素我儘成もの」と表現しているあたりにそのようなものを感じるのである。

周蔵はこのようにして利左衛門の養子となつたが、この周蔵について、「墓碑銘」は前の引用文に続きつぎのように記している。

敬猛幼而嗣家、事父母孝、克勤于農、克儉于家、買田疇山林許多、性惡奢華、而好施予、無親疎恤之。県尹早川・重田・山田三君嘗聞之、各有褒賞。文政初本村入津山侯封内、擢為里長、因例進級其余善行美事不可勝計。農隙好和歌俳諧、臨

終而身後之事、授遺訓歌一首于子孫、悠然而冥。時文政十年丁亥十二月廿九日也。享年六十六。葬于上徳山村長峪先塋之側。：

「買田疇山林許多」とあるが、徳山家はこの敬猛の時期に急速に土地拡大があったことは先にみた通りである。「克檢于家」とあり、また「性惡奢華」、「而好施予、無親疎恤之」とあるが、敬猛がそうであったことは、後にみる辭世の歌の教諭宣伝文からみてとれるであらう。

さて、「克勤于農」ということであるが、これについて検討しよう。敬猛は、「周蔵生来蒲柳の質にして親ら犁鋤を執らずと雖も農業に精しく僕婢をして精勵之に当らしむ」といわれていて、身体強壯とはいいがたかった。先の『家内善惡浮証記』にも、「且又私病身長く相煩…」とある。この点について記しているものに、「幸作一代有増」(No九一七)なる一文書がある。そこには、利右衛門の養子となったこと、九歳より千間中原の江川□右衛門のところへ通ったこと、友人には文三郎、勇吉等がいたこと、十三歳から農業を少しずつならったこと、十七歳の正月より病気になったこと、十九歳のとき実父、兄、妹、が死去し、翌年には姉が死去したこと、「此ま、にては迎も農事勤かたし、当家ハ友左衛門ナレハ相統すへし」と思ったこと、そして「此ま、埋り世を捨ん事のならいなれハ出家ニならんと思立、千万慮を尽して其旨を延助喜兵衛へ頼」んだこと、「養父ニ内談致候処当惑」したこと、などが記されている。このように出家をしなくなるようになったが、それは病気になったこと、身近の者が次々と死去したことが契機であった。周蔵は世をはかなむ気分に落ちいったようである。

ここにみた九歳より千間中原の江川□右衛門に通い、友人は文三郎、勇吉などであったというのは、手習に通ったことであると思われる。病身であること、年齢差が小さい父が健在であることは周蔵をして相対的に農

業への従事を小さくし、手習いで素養などが一層読書などに向かわせたものとおもわれる。

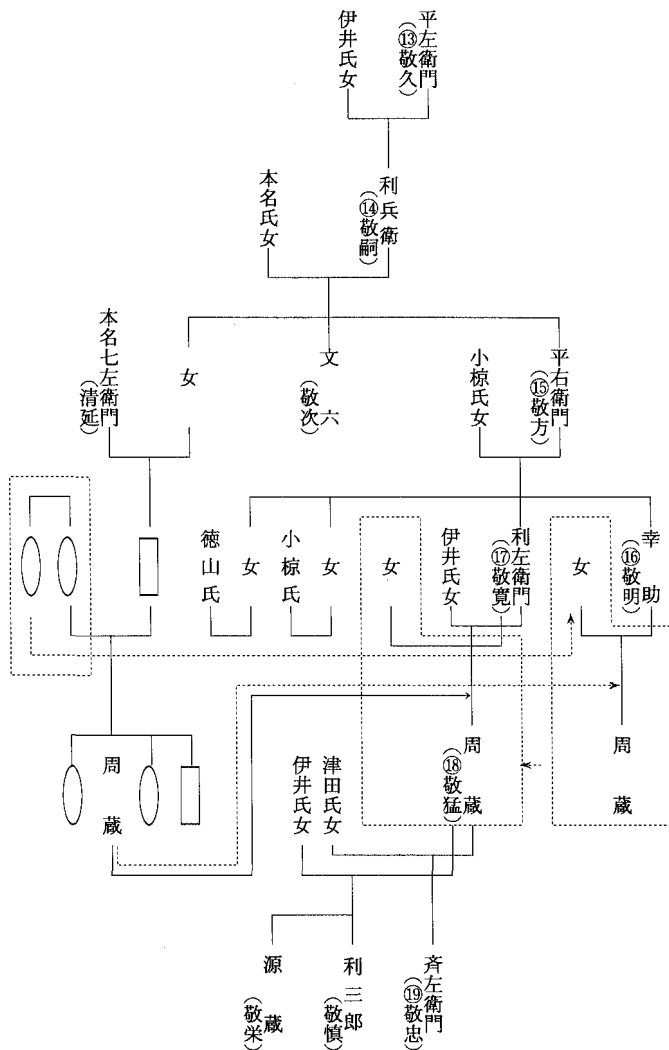
この徳山家文書には、三つの蔵書目録がある。すなわち、一八五九(安政六)年の「書物改」(No.一二五七)、一八六五(元治二)年の「書目録」(No.三二八四)、そして明治初期の『書目録』乾坤二冊(No.一四三三)である。いずれも蔵書を分類して記したもので、例えば、一八六五(元治二)年の「書目録」には、蔵書をイ印からワ印まで十三の部門に分類して記載している。イ印経書、ロ印「漢書」、ハ印歌書、ニ印仏書、ホ印心学諷本類等というように、その蔵書は多くの分野にわたっている。これらのなかには敬猛の『農業子孫養育草』、『農業子孫養育草控』の執筆に際しての依拠文献となった『久世条教』、『農業全書』十一冊が含まれている。これは敬猛没後三十八年のものであるが、その蔵書の多くは敬猛時代に収集されたものであろう。

「墓碑銘」には、「農隙好和歌俳諧 臨終而丙身後之事、授遺訓歌一首于子孫」とあるが、敬猛はまた、歌人・俳人でもあった。碧江亭覽柳が俳名であったという。<sup>(2)</sup>

このような敬猛の知識人的側面の形成には、生家である本名家の祖父七左衛門(清延)の影響が大きかったといえる。本名家は真島郡種村の庄屋役を勤める家柄であり、「墓碑銘」によると、曾祖父利兵衛(敬嗣)の妻は本名家からであり、その利兵衛の娘が本名七左衛門の妻となっているという、徳山家と深い関係にある縁続きの家である(第三回参照)。この七左衛門は儒学を中心に勉学をつんだものと思われ、『稚子遺教抄』という書物を著している。この書物は『農業子孫養育草』の自序に記されているように、勤儉約を説いた家訓というべきものであるが、敬猛はこの書を熟読し信奉している。そしてこの祖父清延を終世畏敬している。先に幸助が死去した後、その養子であった周蔵が幸助の弟の利左衛門の養子となるについては、この本名七左衛門(清延)が利左衛門の父平右衛門夫婦の意向を利左衛門に伝えていることをみたが、七左衛門はそもそもこの徳山家からの信望の厚い人物であったようである。



第3図 徳山敬猛家関係図



註1) 1829 (文政12)「徳山敬猛君墓碑」(No.3188)より作成。ただし点線、点線わく内は1807 (文化4)「家内善悪浮証記」(No.612)、「幸作一代有増」(No.917)による。

2) ( )内は諱、丸かっこの数字は始祖からの当主代数。

3) □は男、○は女。

ところで、この知識人としての敬猛は、当時の郷中に広く知られていたものと思われる。その当時、この上徳山村は幕府領で久世代官所の管轄の下にあったが、敬猛は代官早川八郎左衛門政紀によって創設された郷校典学館の世話掛に任命されている。

早川政紀は一七八七（天明七）年に出羽尾花沢の代官から美作久世代官となり、やがて笠岡代官を兼帯、一八〇一（享和元）年五月に武蔵の久喜一〇万石の代官に転出するまでの十四年間、久世、または笠岡の代官所にあつて五〜七万石の天領を治めた。管内農村を親しく巡回して、経済的精神的に荒廢した状況の復興につとめた。儉約の奨励、赤子間引の厳禁を行なつた。典学館はこの早川政紀によつて一七九六（寛政八）年に久世に設立されたものである。<sup>(23)</sup> ここには、都講、都講補、世話役、世話掛が置かれたが、周蔵は三坂村岩右衛門、榎村東谷藤左衛門とともにこの世話掛に任命されたのである。<sup>(24)</sup> 世話掛とは、「管内各村とも徳望あるもの一人以上を挙げて、教諭係又教諭世話となし、風紀の維持に努め、農桑の奨励に当らしむ」というものであつた。<sup>(25)</sup> 「本書、其方へ村方並隣村教諭申付條 無怠慢出精可致もの也 早川八郎左衛門」という辞令写の包紙裏記は「享和元年酉年正月七日」とあり、それは時に八〇一（享和元）年であつた。しかし、それより以前、一七九四（寛政六）年に「十一日書記通証土金之伝を書して徳山周蔵に与ふ」とあり、<sup>(26)</sup> 周蔵は早くから早川政紀の知遇を得ていたのである。

曾祖父利兵衛（敬嗣）の時代からの庄屋役に加えて、敬猛はさらにこの「村内並隣村教諭」に任命されたが、敬猛はこの任務を篤実に行なつている。「寛政十三年酉正月上徳山村御百姓御役人中」を宛先とする一八〇一年の「村中休日減少発起并熟談之事」（No.三八六二）という周蔵の文書がある。手に手を入れた下書きであるが、内容は、この辺の村々の休日が年々多くなり、おのずと農業に支障をきたしてきているので、休日を減少しようというものである。「村中並隣村教諭」に任命されるや、いち早く早川政紀の意向にそつた提案を村民に

示しているのである。興味深いのはその日付である。学館世話掛辞令は「享和元四年正月七日」である。ところがこの享和元年は寛政十三年が二月五日に享和に改元されてそうなるのであり、したがって「享和元年正月七日」付の辞令は実際には同年二月に寛政十三年が享和元年に変わった後に、正月七日にさかのぼって発令されたものであろう。他方、周蔵が出した「村中休日減少発起 熟談の事」は「寛政十三年酉正月」の日付であるが、これは二月以降に正式の辞令が一月七日にさかのぼって発令される前のものである。いわば内示の段階で村人への督励が行われたというものであり、その熱誠ぶりを窺い知ることができるものといえよう。

『農業子孫養育草』のなかに、「我等壮年の頃思へて此山中にて農業を営、いかに精力を尽すといへ共立身ハ成かたしとふと迷ひしか、四十年頃より本心に立かへり、能々思へハ、此谷筋ハ至て暮よき所なり。別て当村ハ農業第一の肥料沢山ニて竹木有、水旱の難希也。…」という叙述があった。いわば向都志向の、やや逃避的な気持からの転換が四十歳頃からと言っている。十歳代後半からの病弱状況をきりぬけ、また年齢の近い父親にかわって家の中心となっていくことがその要因と考えられるが、「村内并隣村教諭」任命が四十歳の年であることを考えると、この教諭掛任命が周蔵の人生の大きな転機となったものと思われる。なお、「墓碑銘」には「文政初年本村入津山侯封内、擢為里長」とあったが、一八一九（文政二）年に周蔵は中庄屋に任命されていて、この頃、農民支配機構の末端にいつそう深く組み込まれていったといえよう。

「墓碑銘」には、臨終に遺訓歌一首を子孫に授けたとあったが、その辞世の歌は、「子孫の八十つゝきまで朝夕にゆめ生業の道は忘れそ」というものであった。<sup>(28)</sup>

この辞世には教諭宣伝文なるものがついているが、それはつぎのようなものである。

カネモウケルの薬方

儉約、堪忍、家業、出精、正直、知足、実義、此七味をだいにして、柔和、謙遜、気量、発明、此四味を加味に慈悲一片入れて、煎やうは常の人の人たる道を守り、よく吞込て腹に治め常に用いて万病を治す也。

カネナウナルの葉

美食、色欲、遊芸、遊所、奢、僭上、名聞、我慢、勝負、相場、喧嘩、殺生好、口論、不忠、不孝、家内不和合、諫言嫌、氣随、身勝手、不実情、吝嗇、無慈悲、奸佞、不敬、残忍、虚言、諂。此の二十七味を常に酒ひたしにし本しやうがなきを一片入れ、無分別と不養生、短氣、無法、懦弱、不算用の六味を加味し、煎やうハ常々朝寝昼寝家業不精を一ぱひにして用るゆゑ、一味なめた所でも口あたりよく氣をはらし面白く前後を忘れ、菜なやうに覺るゆゑ多人にも勧め是を吞ませ、ともよろこひ菜みてゐる内にしりゝゝと菜毒かめくり節季々々にしみわたり、大病必死難治の症となり、身体くたけてぐわたゝと分散滅却する時に至り、此葉に毒せられ名に違わぬカネナウナルの毒をしり、なげきくやめどもさらに甲斐なし。よくよく恐れ慎むべし。<sup>⑧</sup>

ここには、敬猛の「克儉于家」、「性悪奢華」をみる事ができ、また、「而好き施予、無親疎恤之」も「慈悲一片入れて」からみてとれるであろう。そしてここには、勤儉節約、家産保持の思いが強く込められているのである。

#### 四 本農書の成立

##### (一) 本農書の地域的特質

第二節において、本農書が宮崎安貞『農業全書』に大きく依拠して作成され、そのピック・アップによって

成り立つたことを明らかにした。本農書は農書としてのオリジナリテイはきわめて乏しいといわざるを得ない。しかし、それにもかかわらず、いくつかの独自の内容の項目があること、また、『農業全書』からのピック・アップの仕方それ自体にも検討すべきことながらであること、ということなどから、本農書についての検討が課題となるのである。前節までにみた本農書成立の諸背景をあわせて検討することにより、本農書の地域的特質を明らかにし、ついで本農書の成立の特質を明らかにしたい。

さて、本農書における独自の内容の項目をみていきたい。

まず、第一項目「農業全書は元禄のむかし筑前宮崎安貞翁、四十余年農民を友としてみづから心力を尽し手足を勞して農業をいとなミ種植の道に委しく、：是ヲなげく思ひ農業全書をあミて万民を恵ミ玉ふは本邦農書の権輿万世不朽の御厚恩なり」は『農業全書』にはないものであるが、しかしこれは本書が『農業全書』に大きく依拠したことを記し、その著者宮崎安貞への謝辞を記したものであって、内容そのものが独自であるというものではない。

以下、独自のものを検討していく。

第一は、第二二項目の「農業ハ牛（悪症の牛又は高値の牛求へからず、中くらいよし）のよしあしにて益不易有。又牛の飼やう甚大事なり。其家主たるもの大家小家共牛を大切にすへし。下人まかせになへからず。：」である。「牛の飼やう甚大事なり」として、一つは飼育にあたる者についてである。牛の飼育は下人にまかせてはいけない。妻女があたるようにという。もう一つは飼料についてである。この山中地域では牛が重要であった。それは農耕用、運搬用として農業生産と深く結びついているのであり、糞は厩肥としても大切であった。その有無は農業生産の上では決定的な差異をもたらすのである。牛は大切に扱われ、農民の生活の上

での絆も大きい。

第二は、第一六項目の「大小豆の類ハ粒揃ひて色つやよきを種とすへし」である。これは大豆・小豆の種子の選び方についてであるが、この地域では大豆は葉たばことともにこの地域の重要な作物で、このような事情が大豆・小豆の種子の選び方を特記せしめたものと思われる。

第三は、第三〇項目の「田の角をうつ事深く打て其土をさらへ出し置へし。左なくてハ荒擺の時耙すみくへゆかぬものにて、あら土残てあしよ」であり、第四は、第三一項目の「畦のぬりやう大事。稲ハ水にてそたつものゆへ少し水洩たる所ハ稲の出来あしく実入わろし。あせハ土を随分丈夫につけて水のもらぬやうにすへし。惣て畦ハ上へくどあがるものゆへ、其心得にて春はしめて畦をけつる時上エ平ラ斗りけつり、下タ平ハ其俣捨置、ひよせあせといふてぬる時心を付穴なとよくくふさき、中犁の時」である。田の耕し方、田の畦の塗り方である。

すでにみたように、この山中地域は冷涼の地であつて、「深山請の冷水にて毎年稲作青立取実無く……」(上福田村)というように冷涼であること、水温の低いことによつて稲作はよくなかつた。まず、田をよく耕すこと、そして隅々までを深く耕すことは、稲の根をしっかりと張り、肥料の効果の上でも重要なことを独自に論じているのである。そして、ここでは水漏れないように畦をよく塗ることを強調している。この上徳山村などの山中地域の稲作は冷涼の地であること、水の温度そのものが低いことにより稲作はよくないが、漏水すると引水しなければならぬが、その水は冷水である。したがつて水漏れを防ぐことが重要な事柄である。そのため畦塗りの重要さを記しているのである。

第五は、第三二項目から第三四項目にかけての苗代に関する叙述である。

第三二項目は、「苗代の事一大事なり。右にも述ることく種ものハ生物の根元、秋の実のりの元なれハ、大事

にこしらへて蒔へし。……」である。ここで「余壯年より心を付るに、苗のあしきハ稲出来後ノ実のりまで違ふもの也」とて苗代地の犁擺、種子の播き方、苗代肥について記している。このなかで「又蒔時のこへハ当家代々の仕来ハ冬こへの細かなるにすくもを交せ合、濃糞(ニギ)をかけ置、春に成苗代以前十日余日にして、右のこへを打碎、又よきこへをかけ置。此こへの廻りにハ夏こへわらこへをつみて、其中によく／＼ませて置也。苗代地に入来」った、あるいは「予苗代を大切に思ひいろ／＼工夫して先麦を干田に蒔、翌年田はこ作にして其次の年苗代にせしか、苗の生立甚よし。如此年々替地にして苗を作りけれハ、…」と、その実践を具体的に記している。

第三三項目は、「苗代水引やう、はしめハ随分浅く苗の延るに随ひ少しつ 深くすへし…」であるが、苗代の水管理を記していて、「又常に天氣のよき日ハ小畦のはしをせき溜水ニすれハ水温りて時刻の移るに随ひ水へりて……」というような工夫を記している。

第三四項目は、「苗代こへに青芽とて柳の芽立を短く刈て入ル事あり。…」は伯州大鳥居辺での柳の青芽の苗代肥としての利用を紹介した後、「予思らく、此辺早稲刈場の田に一時も早く菜たねを蒔そたて置、折々こゑを仕込翌年苗代こへにいたし度存ながら、何となく延引せり。当年文政九の秋より作り初用て試可申。右のこへをして心して聞」というように、苗代肥についての具体的な体験を記している。

この高冷地における稲作には丈夫な苗をつくること何よりも重要なことであるが、ここには敬猛の苗代についてのいくつかの具体的な体験が記述されている。

以上のように項目としては少ないが、そのなかにはこの地域の農業生産の特質を反映した叙述となっているのである。

そのところどころに独自の加筆がないわけではないが、その外の項目は大きく『農業全書』に、しかもその

序、自序、巻の一農事総覧の部分からのピック・アップである。そのような『農業全書』からの引用を行なっているのであるが、中国の『農政全書』からの翻案的なものが多いとされている『農業全書』において、独自性を最も示すものである「上糞論」をまったく引用せず、言及していないことである。本書の肥料についての、第二六項目で除草を踏み肥とすること、第三九項目での施肥法、第四一項目での糞肥の重要性、について論じているが、これらは『農業全書』からの引用である。このほかでは、先にみた第三二項目、第三四項目では独自の苗代肥が論じられているほか、第四一項目に『農業全書』にもとづく肥料の重要性についての一般的な指摘のあとに、「草肥」についての叙述があつて、これが第三二項目、第三四項目とともに肥料についての独自の記述となつている。以上のように、肥料について論ずる場合にも『農業全書』からの引用を行なっているが、それは『農業全書』における翻案的・一般的なものにとどまり、『農業全書』における特徴的な「上糞論」にはまったくふれていない。「上糞論」、すなわち、この『農業全書』が執筆される頃、元禄期に、畿内農業に顕著に普及していた魚肥・粕肥などの金肥<sup>11</sup>購入肥料は、『農政全書』の舞台にはないものであつた。この金肥論が『農業全書』における独自性の最たるものである。しかし、徳山敬猛の『農業子孫養育草』の舞台は刈敷等の自給肥料の段階であり、「上糞論」とは無縁である。徳山敬猛がこれを引用しないということが、この地域の特質を反映しているといえるのである。

ところで、第一〇項目の「耕作ハ天地の恵にてそたつものゆへ年中陰陽の考第一なり。…」の後半、「〇耕作にハ多くの心得あり。…」という「耕作心得論」には下男下女の使用方法が記されている。それは、「第一家内の働きによる事なれハ、家族ハ云ふに及す下男女迄情をかけ賞罪を止し、仕事の出来よき時ハ誉、又出来のあしき日も呵らす、扱てにハ仕事のでき少しよろしからねとも、か様のすハ何ソそ差支心違ひなとあり、却て皆々精力を尽し嘸草臥つらんとなぐり置可申。(…)。又折々ハ下男女にも魚肉なとあたへ浮世の物語なとして興



し、扱其方共も只今手前か仕事を出勤してくれとハいふものゝ、給銀賃錢を取からハ則我身の仕事をすると心得、常々正直信実は無間断勤れハ必天の御患ありて後々福ひ来るといふ事を念頭に教れハ、皆いさきて辛勞をもこらへ、かけおもてなく働くゆへ仕事のはかゆきおのつと五穀よく成長するやうに成もの也」の箇所は、『農業全書』の「又耕作の肝要ハ奴僕(もの)と牛馬(つかひ)にあり。奴僕牛馬の善惡にて、うへ物の得失大きにかハる事なれば、多少(おほきも)下人につかふものハ、心をねんごろに用ひて、仁愛を専とし、正直信実を本とし、善惡をわかち、賞罰を正しくして、己を和悦(よろこばし)に心よくして人をつかふべ、下人も又、心いさみ苦勞をわすれてつとむるゆへ、其仕事のはかゆくのみならず、五穀等の生成も自ら滞らず、よく長じよく実のるものなり」の箇所(四九く五〇ページ)をベースとしたものであるが、(…)の部分、すなわち「此段かくへつ仕方あしく心得かたき事もあらば、其日の人数書留置、人の善惡を考へ、其中にて実意成ものを改、追て内々聞糺ときハ善惡虚実分明に知る事もあり、其上にて人の遣ひやうあり。然共主人たるものハ日々夜々心を付作場へ趣、召使の者へ下知を成すへし。内に斗り居てハ仕事の進退しれるものにあらず、代々下人と共ニ農事を勤可申肝要なり。是天理にも叶ふて順なり」、にかなり具体性があるものとなっている。

第四一項目は、「田畠に良薄(あし)あり、土に肥磽(こへ)あり」で始まり、「いかんそ秋の実のりあらんや」までの前半部分は『農業全書』の九一〜九二ページ部分の抜粋であるが、後半の「此辺にてハ草こへを専らとする事なり」以下は草刈を論じている。夏草刈における下人の働きに論及し、「然共近来ハ下男に草刈の上手も稀なり」とした後、「仮令給銀少く余分ニても農功の下人ヲ召抱可申事也」と述べている。前節でみたように、徳山家は一方では集積した土地の小作地化を展開しながら、他方では雇用労働力に依拠しながら手作経営を行っていた。このようなことが、本項後半における雇人の扱いについての論及をもたらししているのである。

## (二) 本農書の成立

敬猛は、本書執筆の時、「行年六十五歳書之」とあるように老年で、「隠遁と成二階に独居」という生活にあった。幼き日、近縁関係にある本名家から養子に入った者である。養母は本名家の伯母という関係である。その養父が亡くなり、養母が養父の弟の妻となり、敬猛もその子供となった。年齢差の小さい父子である。このような複雑な関係に加えて、身体は強壯とはいえなかった。十九、二十歳のときに実父、兄、姉、妹が次々に死亡し、世を捨て、出家しようと思った。また、四十歳に至る頃まで、この山中で農業をし、いかに精力をつくしても立身は成りがたいと思っていた。九歳のときに手習いに行き、読み書きの力は身につけている。本名家の祖父には遺訓書があり、敬猛はそれを熟読し、終世この祖父を畏敬していた。このような敬猛は、読書、和歌、俳諧を好む、文人的資質をそなえた人物であった。そして、久世代官所より郷学の世話掛り、「村内並隣村教諭」となっている。

この敬猛の時代に、徳山家は父利左衛門（敬寛）以来の急テンポな土地集積を行ない、郷中有数の地主となり、葉たばこ仲買、米穀仲買、鉄山経営を始めた。資産の集積、多様な経営という徳山家の状況にあって、この敬猛にとって、資産保全、家業発展が大きな課題であったといえよう。

本書の自序にはつぎのように本書を執筆する動機を記している。

「農工商の三民千変万化の渡世なれとも、商家などにて一ツ旦繁昌するといへとも三代と相続せし例ン少し。寧（レガヨシ）農業の外安氣にくらし子孫長久の秘伝ハなし。農家におゐては数代相続の者多し」と記すように、この徳山家の存続・発展の基礎は農業にある。そして、「此訳を子孫に教訓せはやと思へとも、口に述る教へハ当座のミにて後日の功なし」と口頭のみでは当座のことで、後々には効目がない。祖父本名清延には『稚子遺教抄』があるが、そこには農業に限ってのことはない。ところで、わが家には先祖より代々受け継い

できた農法があり、それを怠りなく営み勤めれば幾代も相続するであろう。そこで、農業全書を読み、久世條教の趣旨を学び、近郷の老農の話聞き、成功例を取りまじえ、僅かではあるが試みたことを加え、この土地に相応しいことの要点を選び、この一書を作成した。『農業子孫養育草』と名付けて、これを子孫に残すことにした。

本書に先立つ二年前に、敬猛は本書と書名が類似の『農業子孫養育草控』というものを執筆している。近村の東茅部村の石賀清教なる人物が溜池を修復して、水田を開発したということに感銘を受け、そのことを書き記したものであった。控とあるように、まさに手控であった。この一書を執筆した後、たんにこの石賀清教の畑田開発の感銘を記すに留まることができず、この地域の農業についての体系的叙述を志すようになったのであろう。入手した農書、宮崎安貞の『農業全書』を参考にし、その地に合うものを引用しつつ、この地の農業の実態、徳山家の経営の状況をもとに独自のものをつけ加えることによって、この書は成立したのである。

## 註

- (1) 拙稿「徳山敬猛『農業子孫養育草』(文政九年)―原本による翻刻」『岡山大学経済学会雑誌』第二六巻第一号 一九九四年。
- (2) 拙稿「徳山敬猛『農業子孫養育草控』(文政七年)とその成立」『岡山大学経済学会雑誌』第三〇巻第一号 一九九八年。
- (3) 川上村史編纂委員会『川上村史』一九八〇年 川上村 第三章第二節三(難波保夫執筆)を参照。
- (4) 以下の明治二年の岡山県農事調査は、『明治中期産業運動資料 第一集農事調査 第一巻岡山県』(大橋博編集、吉岡金市校訂・解題 一九七九年 日本経済評論社)による。
- (5) 『文化五年 村差出明細帳』(岡山大学附属図書館所蔵「徳山家文庫」No.六三二)
- (6) 以下の上徳山村以外の各村の『村明細帳』からの引用は、前掲『川上村史』の一九〇〜一九二ページ間の折り込表による。
- (7) 「開発新開等三閤スル件」(川上村役場資料)。
- (8) 八束村史編纂委員会『八束村史』一九八二年 八束村 一八三ページ。

- (9) 『岡山大学所蔵近世庶民史料目録 第二巻』一九七三年 三二六ページの「解説」による。
- (10) 宗森英之「村方地主制と鉄山経営―美作国大庭郡徳山家の場合―」『岡山史学』第六・七号 一九六〇年 八八ページ。
- (11) 徳山家文書の諸帳簿、例えば『御制札之写 中庄屋上徳山村周蔵控』(No.一四〇二)によって確認できる。
- (12) 「乍恐以書付御願申上候事」(文政四年)(No.四一〇二)。
- (13) 前掲(10) 宗森英之「村方地主制と鉄山経営―美作国大庭郡徳山家の場合―」八九ページ。
- (14) 前掲(9) 『岡山大学所蔵近世庶民史料目録 第二巻』四八七〜四八九ページ。
- (15) (3) 『川上村史』一六七ページ。同箇所を含む第三章第二節(高谷公子執筆)は、年貢取奪の推移を克明に示す。
- (16) 前掲(10) 宗森論文 九一ページ。
- (17) 前掲(10) 宗森論文 九八ページ。
- (18) 前掲(10) 宗森論文 九六ページ第四表より算出。
- (19) この点、前掲(10) 宗森論文 九八〜九九ページを参照。
- (20) 永山卯三郎『早川代官』一九二九年 小野塚健発行 七八九ページ。
- (21) 二若路花「徳山覽柳について」『広報川上』四〇号 一九七五年六月二〇日。
- (22) 第七表依拠史料No.五に「種村「時ノ庄屋本名七左衛門」とある。
- (23) 『岡山県百科事典 下巻』一九八〇年 五二九〜五三〇ページの「早川政紀」を参照。
- (24) 前掲(20) 永山卯三郎『早川代官』二一六ページ。
- (25) 前掲(20) 永山卯三郎『早川代官』二一九ページ。
- (26) 前掲(20) 永山卯三郎『早川代官』二二〇ページ。
- (27) 前掲(20) 永山卯三郎『早川代官』八〇〇ページ。
- (28) 前掲(20) 永山卯三郎『早川代官』七八九ページ。
- (29) 前掲(20) 永山卯三郎『早川代官』七八九ページ。



『農業子孫養育草』の序に、「只今存く生」中の敬寛中にも農功アリ。田地開発の成功を子孫に伝へため、石塔に鎌を持ち老人、〈姿〉を切付たり」と記されている石塔。(1982年8月1日筆者撮影)

《Materials》

A Study of an Agricultural Book, “*Nōgyō shison yashinaigusa*” by Yoshitake Tokuyama, 1826(2)

Haruki Kandatsu

